

定 款

昭和14. 9	制 定	昭和51. 6	一部変更
昭和20. 1	一部変更	昭和57. 6	一部変更
昭和20. 7	一部変更	平成 3. 6	一部変更
昭和20. 10	一部変更	平成 5. 6	一部変更
昭和21. 6	一部変更	平成 6. 6	一部変更
昭和22. 9	一部変更	平成 7. 6	一部変更
昭和23. 11	一部変更	平成 8. 6	一部変更
昭和26. 9	一部変更	平成14. 6	一部変更
昭和27. 11	一部変更	平成15. 6	一部変更
昭和28. 9	一部変更	平成17. 6	一部変更
昭和30. 5	一部変更	平成18. 6	一部変更
昭和30. 11	一部変更	平成19. 6	一部変更
昭和32. 11	一部変更	平成20. 6	一部変更
昭和35. 11	一部変更	平成21. 6	一部変更
昭和36. 11	一部変更	平成22. 6	一部変更
昭和38. 5	一部変更	平成24. 6	一部変更
昭和39. 11	一部変更	平成25. 6	一部変更
昭和41. 11	一部変更	平成27. 6	一部変更
昭和46. 11	一部変更	平成29. 10	一部変更
昭和47. 11	一部変更	令和元. 6	一部変更
昭和50. 5	一部変更	令和 4. 6	一部変更

大和自動車交通株式会社

大和自動車交通株式会社定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、大和自動車交通株式会社と称し、英文では Daiwa Motor Transportation Co., Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の業務を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む組合、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業
 2. 特定旅客自動車運送事業
 3. 貨物自動車運送事業
 4. 自動車整備事業
 5. 石油・油脂類等の販売、自動車部品の製造販売、外国自動車の輸入販売及び自動車の売買
 6. 自動車貸渡し事業並びに運行管理に関する代理業務
 7. 自動車教習所の経営
 8. 建物の建築、不動産の売買・賃貸及び同仲介並びに管理業
 9. 旅館、飲食業その他観光・遊戯・スポーツ等諸施設の経営及び旅行幹旋業並びに日用品・雑貨類の販売
 10. 警備業
 11. 介護保険法による居宅介護サービス事業
 12. 介護保険法による居宅介護支援事業
 13. 介護保険法による介護予防サービス事業
 14. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業
 15. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業
 16. 福祉車両による運送事業
 17. 旅行業
 18. 労働者派遣事業
 19. 保育所、学童施設及び託児所の経営
 20. 広告宣伝事業
 21. 前各号に付帯する業務
- 2 当社は、前項所定の事業及びこれに付帯する一切の事業を営むことができる。

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都江東区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式売渡請求)

当会社の単元未満株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第11条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第12条 (株式取扱規程)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡請求その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第3章 株 主 総 会

第13条 (招集時期)

当社の定時株主総会は、毎年1回6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要の際随時これを招集する。

第14条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条 (招集権者及び議長)

当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長これを招集し、議長となる。

取締役社長事故あるときは、予め取締役会の定めた順位により、取締役中の他の1名これに当る。

第16条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条 (決議の要件)

当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (決議事項)

当社は、株主総会の決議により、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策の導入、継続、変更及び廃止につき、定めることができる。

第19条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当社に提出しなければならない。

第20条 (議事録)

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

第21条 (員数)

当社は、取締役11名以内を置く。

第22条 (選任)

当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

当社の取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。

第23条 (任期)

当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第24条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役社長のほか取締役会長、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

第25条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順位により、取締役中の1名これに当る。

第27条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第28条 (取締役会の決議の省略)

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第29条 (議事録)

取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

第30条 (報酬等)

当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第31条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第32条 (取締役会規程)

当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の定める「取締役会規程」による。

第5章 監査役及び監査役会

第33条 (員数)

当社は、監査役5名以内を置く。

第34条 (選任)

当社の監査役は、株主総会においてこれを選任する。

監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第35条 (任期)

当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第36条 (常勤監査役)

当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役1名以上を選定する。

第37条 (監査役会の招集通知)

当社は、監査役をもって監査役会を組織する。

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第38条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

第39条 (議事録)

監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印する。

第40条 (報酬等)

当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第41条（監査役会規程）

当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、監査役会の定める「監査役会規程」による。

第42条（監査役責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役だった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会 計 監 査 人

第43条（会計監査人の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第44条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第45条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第46条（中間配当）

当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

第47条（配当金の除斥期間等）

当社の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。

受領遅滞の配当金及び第46条の中間配当金には、利息はつけない。

（附則）

1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。